

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和8年10月22日認可した。

令和8年10月30日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
北条池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北条池1期地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北条池2期地区
満濃池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）野田水路地区